

有機農業をめぐる事情

(抜粋)

令和4年7月

農林水産省

農産局農業環境対策課

有機農業・有機農産物とは？

有機農業

- ▶ コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）』によると、「有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」とされている。

*1: 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1993年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1993年より加盟。

- ▶ 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）**」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関**が検査し、**認証された事業者**は、「有機JASマーク」を使用し、「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。

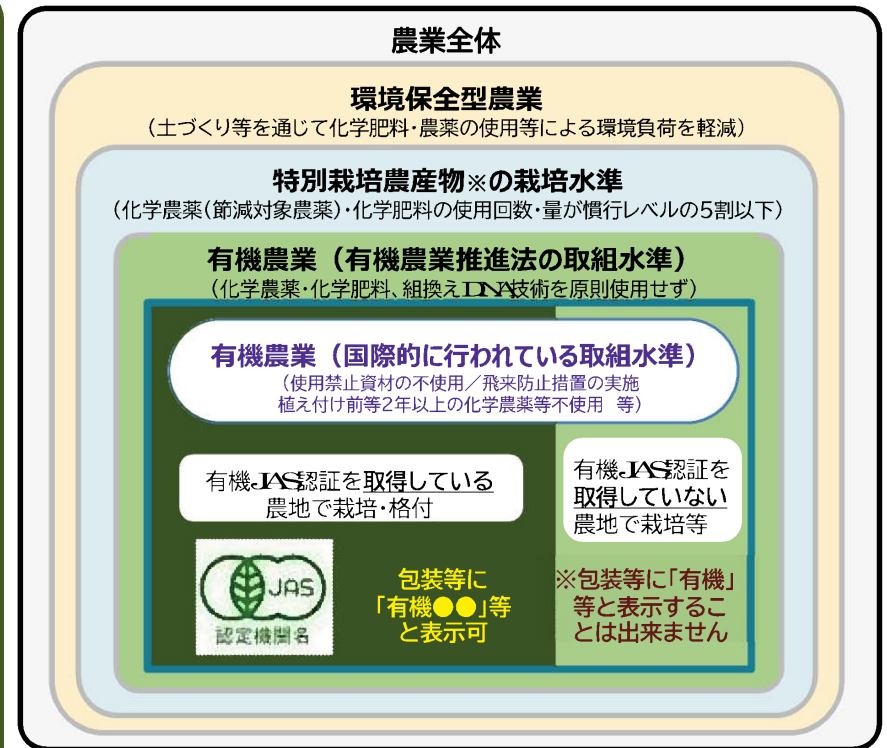


認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。



「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS）**」には、**化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避ける**ことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、**✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**
✓は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
✓組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと
 などが規定されている。

化学肥料や化学農薬の使用状況(取組水準)と用語の関係

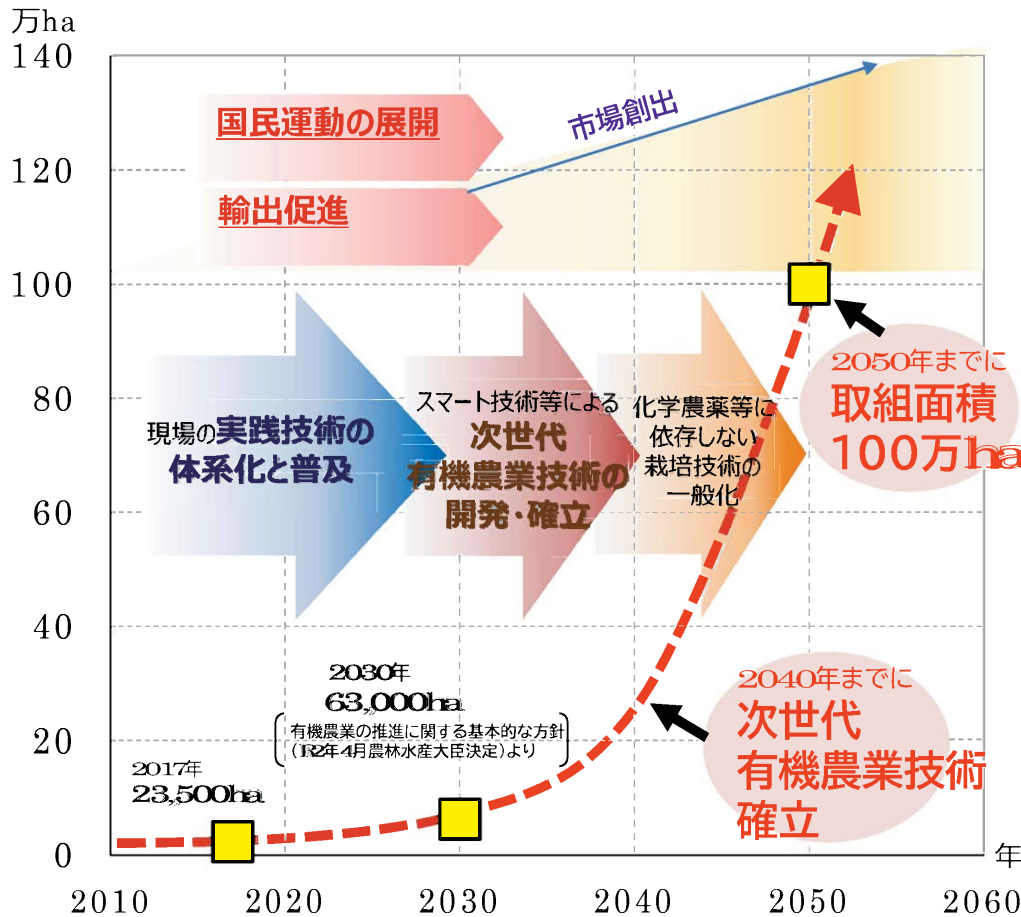


※ H19特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

有機農業の取組の拡大

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大（※国際的に行われている有機農業）
- ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

23.5ha(2017)→**63千ha**(2030)

有機農業者数

11.8千人(2009)→**36千人**(2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017)→**84%**(2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017)→**25%**(2030)

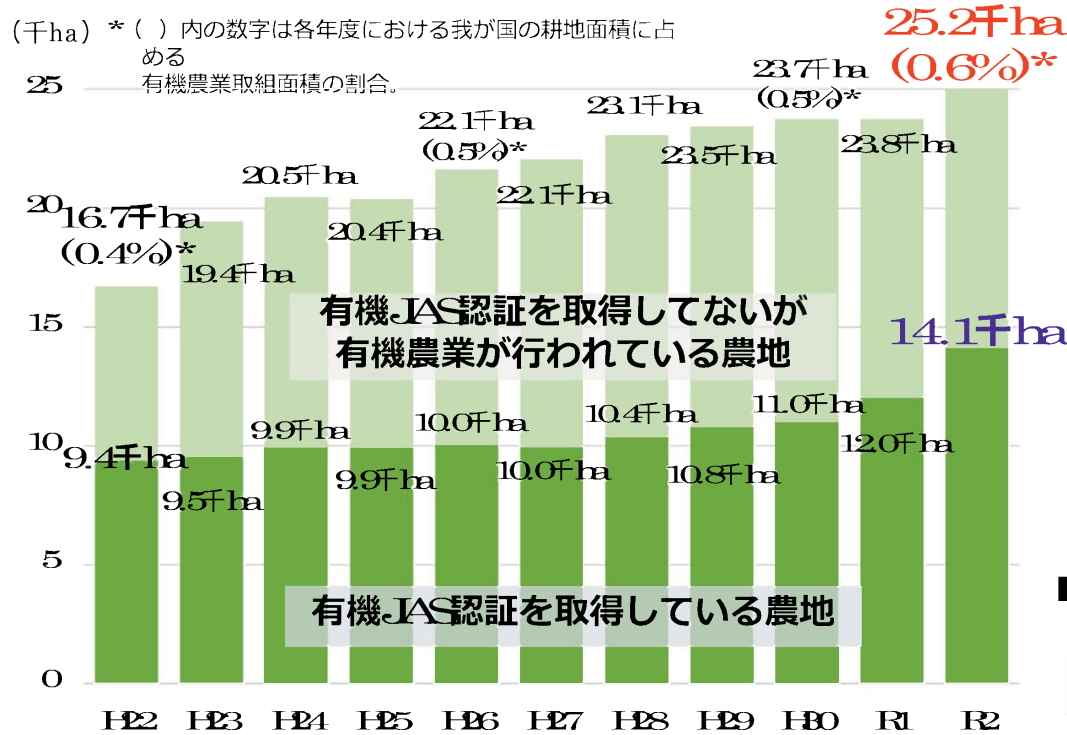
推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

有機農業の取組面積 日本の状況

- ▶ 日本の有機農業の取組面積は過去10年で約5割拡大。
- ▶ 近年、有機JAS認証を受けている農地の取組面積が拡大傾向。特に、北海道の牧草地や普通畑、九州の茶畑の面積が大きく拡大。

日本の有機農業の取組面積の推移



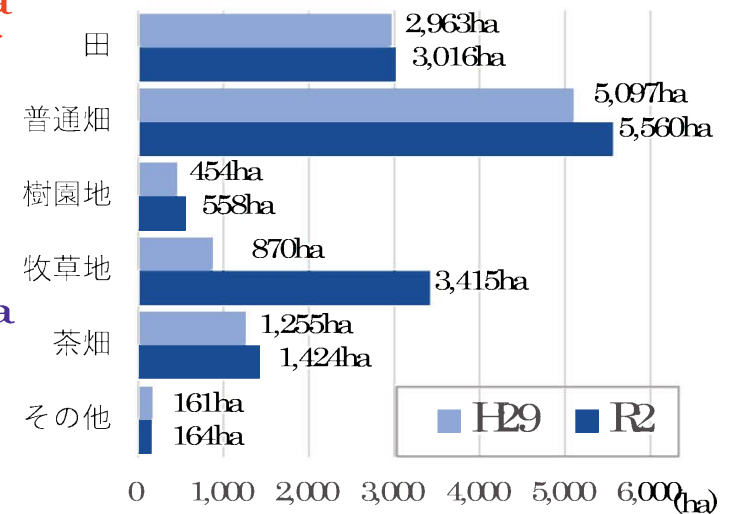
有機農業取組面積は10年で**51%**増加

H22 16.7千ha → R2 25.2千ha

有機JAS取得農地面積は10年で**50%**増加

H22 9.4千ha → R2 14.1千ha

有機JASの地目別面積の推移 (H29年度→R2年度)



地目別で、有機JAS面積の伸びの大きい都道府県 (H29年度→R2年度)

田 1. 宮城県 61ha
2. 兵庫県 57ha

普通畑 1. 北海道 110ha
2. 千葉県 64ha

牧草地 1. 北海道 2,545ha
2. 千葉県 55ha

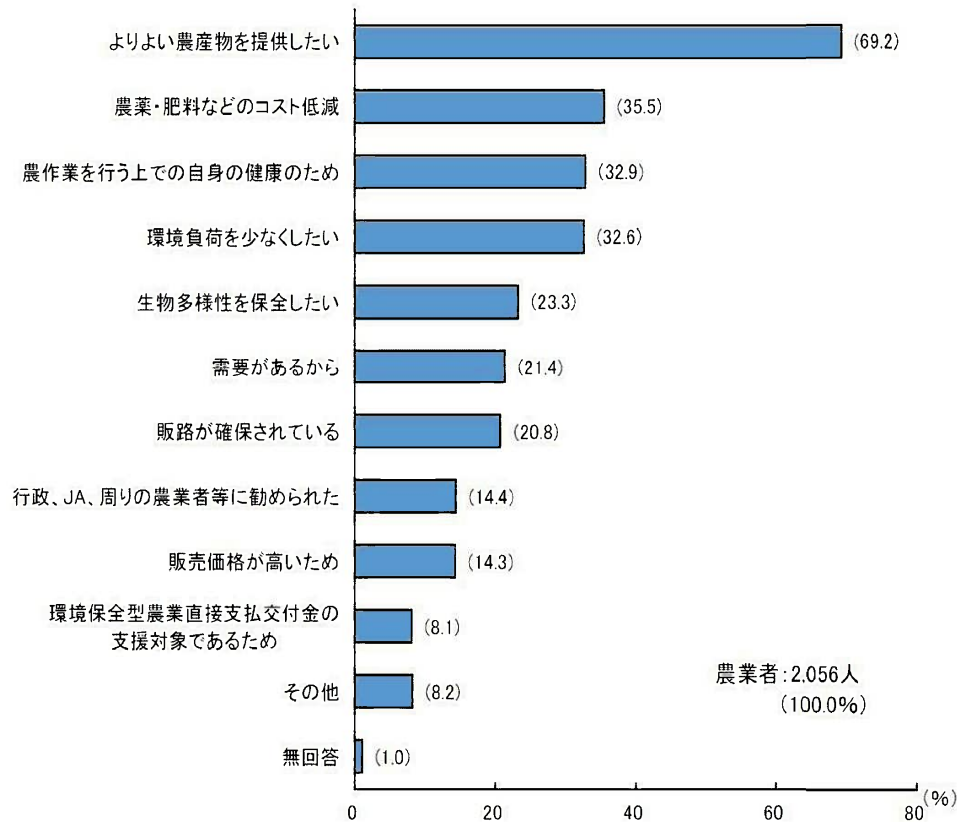
茶畑 1. 鹿児島 179ha
2. 宮崎県 35ha

※ 有機JAS認証を取得しているは場面積は農林水産省食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計(注: H22年度は「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」(MOA自然農法文化事業団)による推計による。H23~26年までは、H22年度の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。)

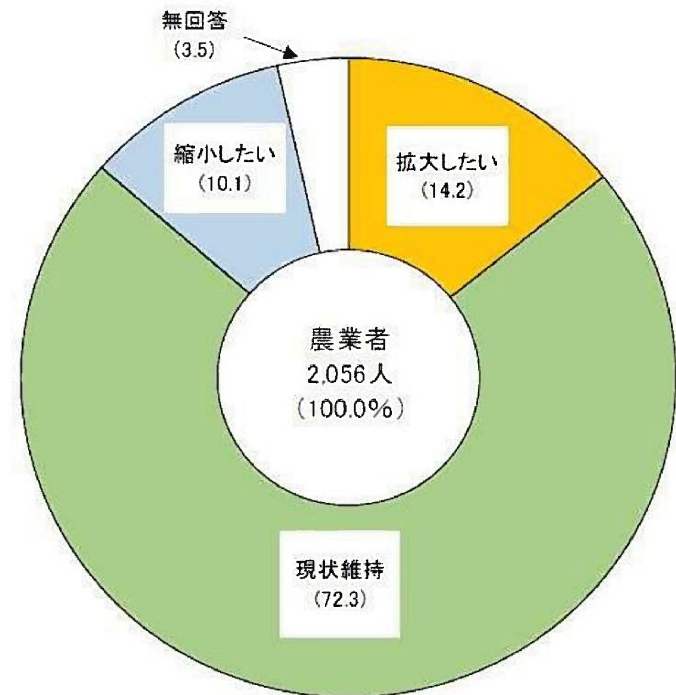
有機農業に取り組む生産者の意識

- 生産者が有機農業に取り組む理由は、「よりよい農産物を提供したい」が約7割で最も高く、次いで「農薬・肥料などのコスト低減」、「農作業を行う上での自身の健康のため」、「環境負荷を少なくしたい」の順でそれぞれ3割強程度であった。
- 今後の有機農業の取組面積については、「現状維持」が約7割と最も高く、「拡大したい」「縮小したい」はそれぞれ1割程度であった。

有機農業に取り組む理由（複数回答）



今後の有機農業の取組面積について

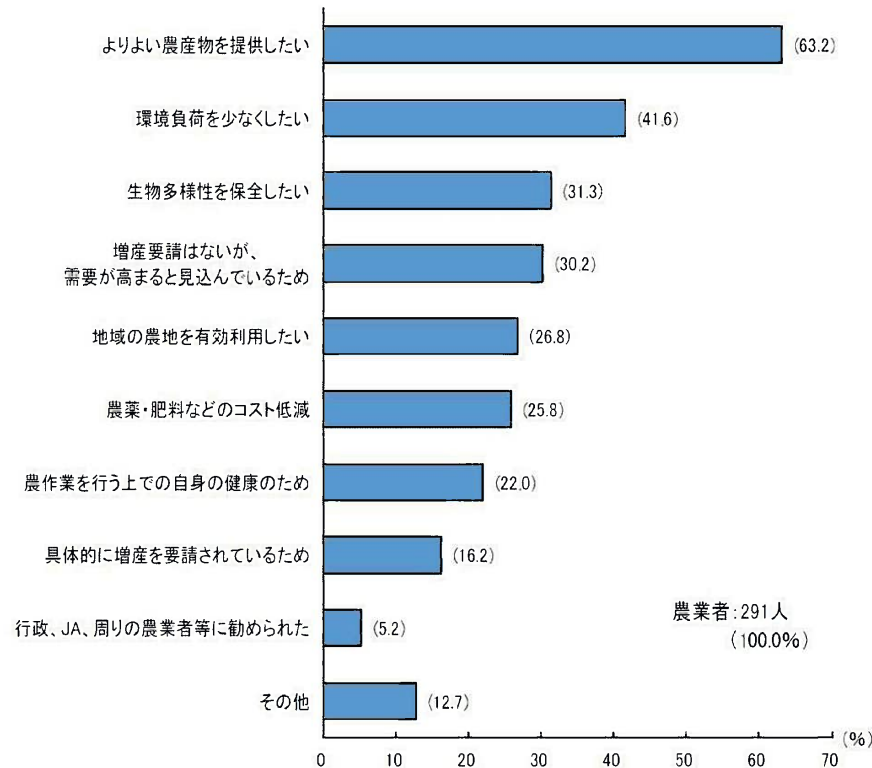


出典: 令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

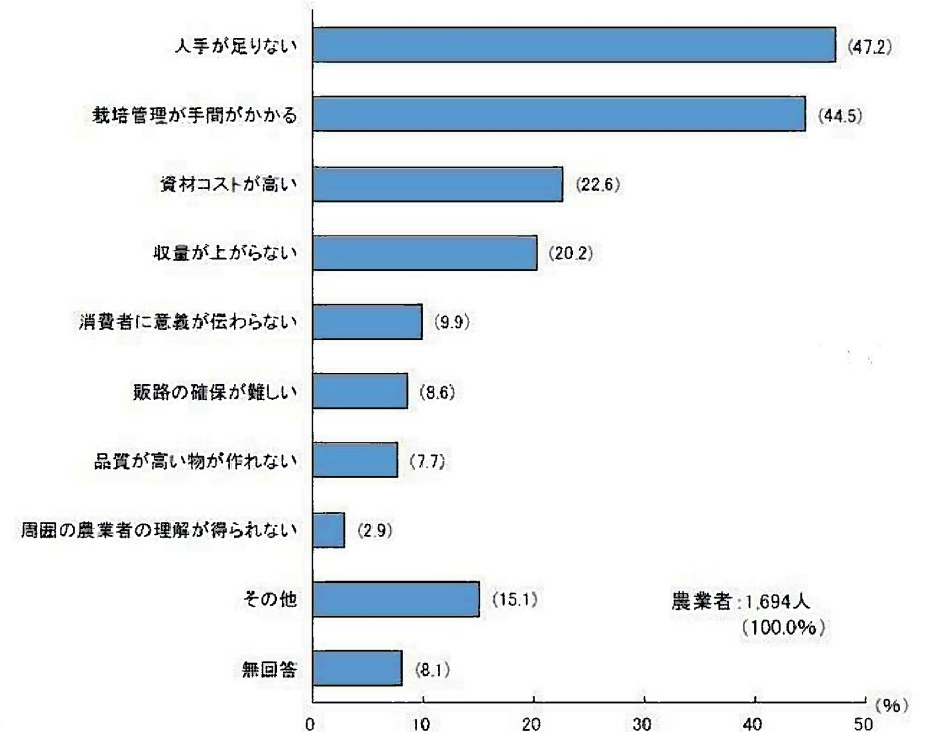
有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機農業を行っている者が取組面積を拡大する際の理由は、「より良い農産物を提供したい」が最大で、次いで「環境負荷を少なくしたい」が多く、農産物への付加価値や環境負荷の低減の観点に関する割合が高い。
- 有機農業を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「人手が足りない」が最大で、次いで「栽培管理や手間がかかる」が多く、販路開拓の課題よりも生産における人手や手間に関する割合が高い。

有機農業の取組面積を拡大したい理由（複数回答）



有機農業の取組面積を縮小したい又は現状維持の理由（複数回答）

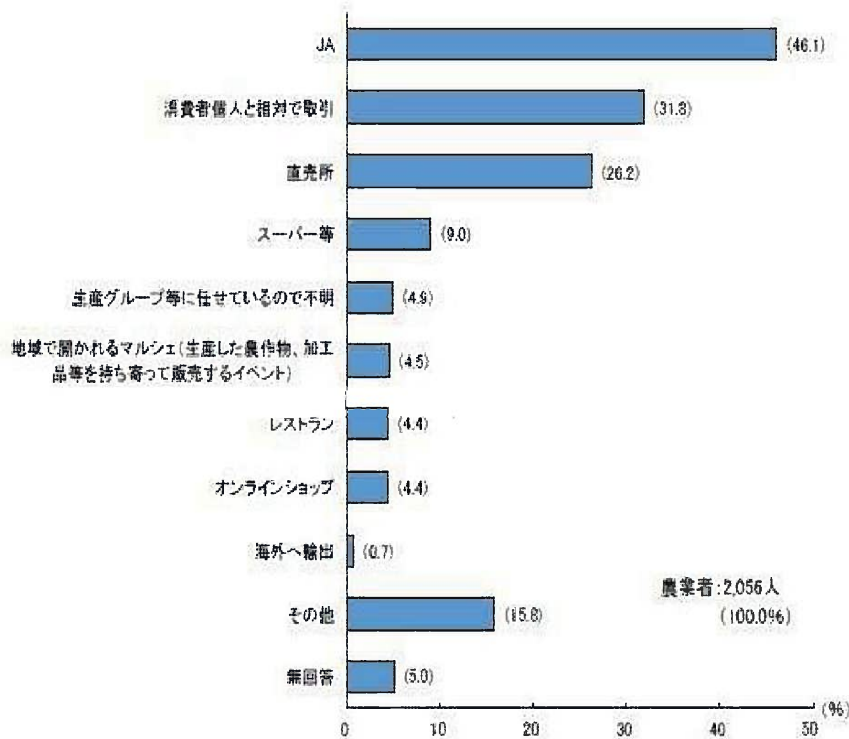


出典: 令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

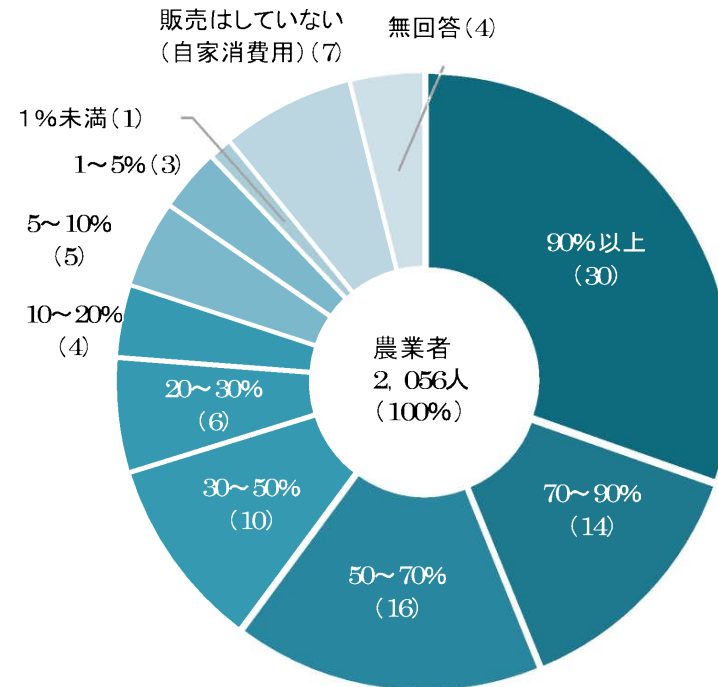
有機農産物の販売

- 有機農業で生産された農産物は、JAが46.1%と最大で、次いで消費者個人との相対や直売所が30%前後。
- 農作物全体の販売額に占める有機農業により生産された農作物の販売額の割合は、90%以上が約3割であり、50%以上は全体の約6割を占める。

有機農業で生産した農産物の販売先（複数回答）



農作物全体の販売額に占める有機農業により生産された農作物の販売額の割合

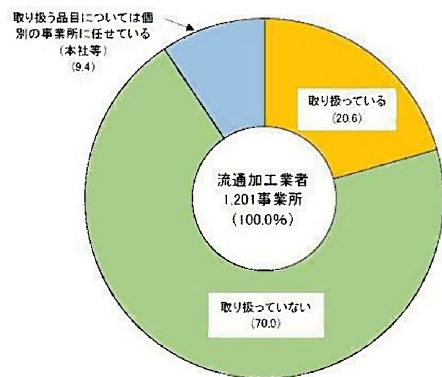


出典: 令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果をもとに農業環境対策課作成

有機農産物の流通・加工業者の意識

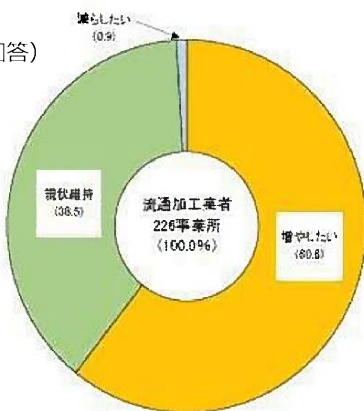
- 農産物を扱う流通加工業者の約2割は、有機農業で生産された農産物を取り扱っている。
- すでに国産有機農産物、国産有機加工品といった国産有機食品を取り扱っている事業者において、今後の国産有機食品の取り扱いについては、「増やしたい」と回答した割合が69.6%で、「現状維持」も含めると99.1%となる。
- 今後の国産有機食品の取り扱い量を増やしたい事業者において、その理由については、「品質がいい」と回答した割合が58.4%と最も高く、次いで「国内農業支持をアピールできる」、「環境への配慮をアピールできる」の順でいずれも50%弱であった。

有機食品の取り扱い



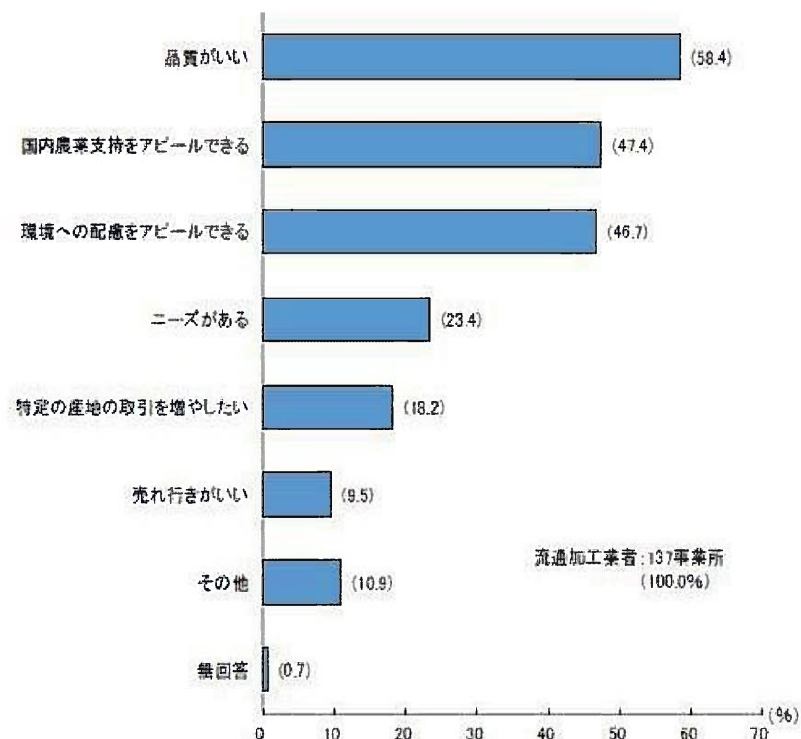
今後の国産有機食品の取り扱い

(国産有機食品を取り扱っている事業者の回答)



国産有機食品の取り扱い量を増やしたい理由 (複数回答)

(国産有機食品の取り扱いを増やしたいと回答した事業者の回答)



有機農産物の消費の動向

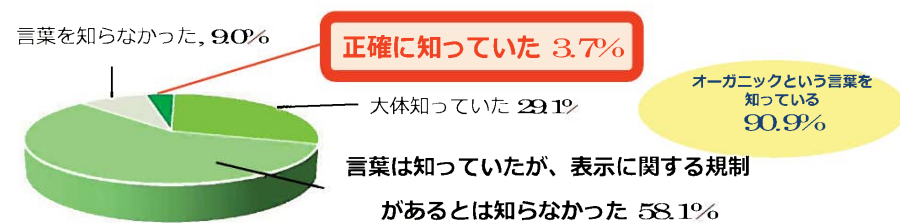
- 消費者の**17.5%**が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が6割で最大。約半数がパン、豆腐、みそ等の加工品を購入している。
 - (2) 約9割がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は約1割。
 - (3) 有機農産物に対するイメージは「安全である」「価格が高い」「健康にいい」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も6割。

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530)

有機食品の購入や外食等の頻度

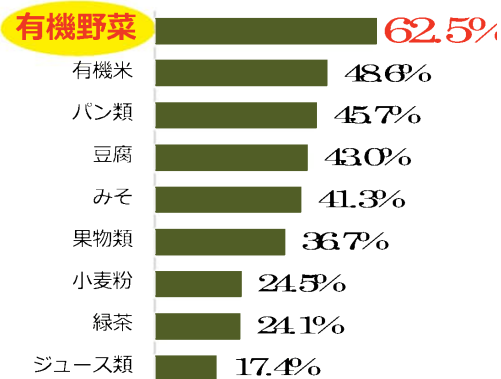


有機やオーガニックという言葉の理解度

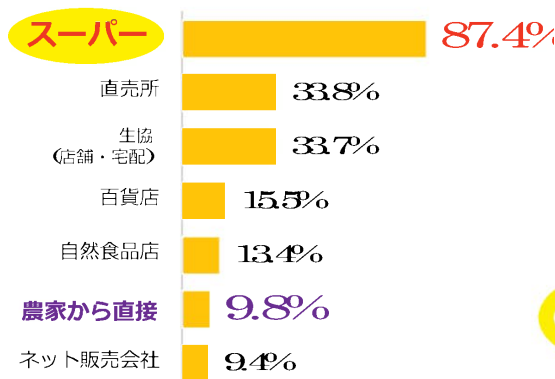


週に1回以上有機食品を利用する16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=523)

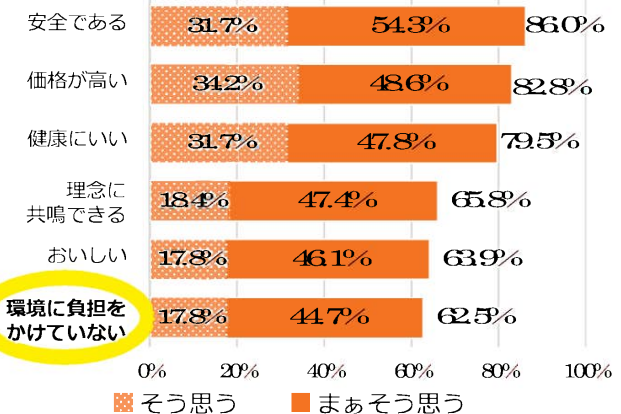
購入経験のある有機食材 (複数回答)



有機食品の購入先 (複数回答)



購入している有機食品のイメージ (複数回答)



出典：農業環境対策課「平成29年度有機マーケットに関する調査」(平成30年7月)

有機農産物の価格の状況

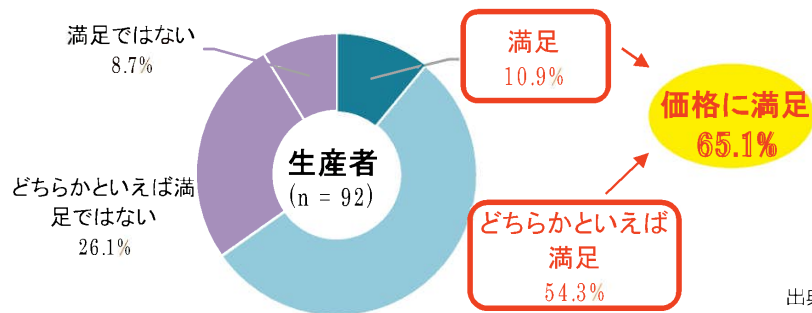
- ▶ 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- ▶ 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- ▶ 流通加工業者や消費者では、1割高まででの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（円/kg）

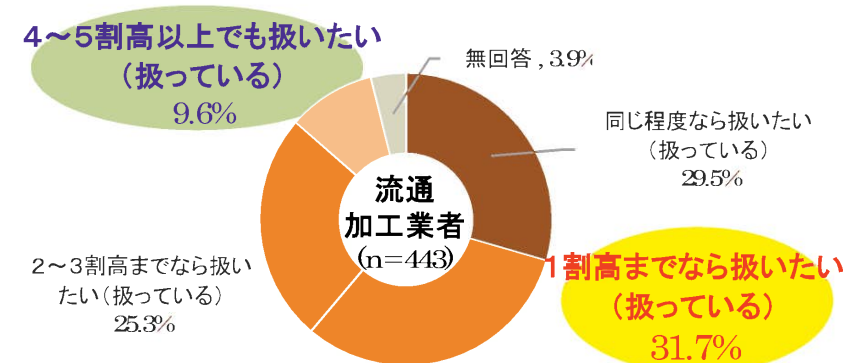
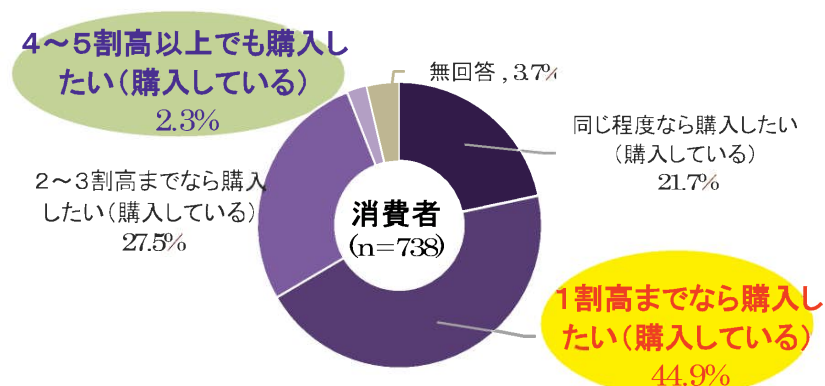
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類			
だいこん	204	315	155
にんじん	391	685	174
ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類			
キャベツ	178	291	163
ねぎ	668	960	143
たまねぎ	296	536	181
果菜類			
トマト	697	1,078	155
ピーマン	958	1,793	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）
 注）1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
 2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



出典：19年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
 「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

令和3年度補正予算及び令和4年度有機農業関連予算概要

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策／みどりの食料システム戦略推進緊急対策

【令和4年度予算額 837百万円の内訳】
【令和3年度補正予算額 2,518百万円の内訳】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

(1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用などの消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援

生産

- ・団地化、技術指導等
- ・堆肥等有機資材の供給体制の整備 等

消費

- ・直売所での販売
- ・学校給食での利用 等

加工・流通

- ・有機農産物を原料とした地場での加工品製造 等

2025年までに100市町村でオーガニックビレッジを宣言

(2) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組 等を支援

安定供給体制の構築

有機農業の取組拡大
モデル的先進地区の創出へ

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証
 - 化学農薬低減
 - 有機農業
 - 化学肥料低減
 - 温室効果ガス削減
- 成果の普及
 - グリーンな栽培マニュアルの策定
 - 産地戦略(ロードマップ)の策定
 - 広く情報発信

(4) 有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進

有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、

- ① 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費を支援
- ② 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求
- ③ 生産者と事業者とのマッチングを支援

新たな取扱契約

掛かり増し経費

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求

新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチング

2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算額 2,650 (2,450) 百万円の内訳】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】

国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認定取得を求めているものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a
炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合等に限り、2,000円を加算。
- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

※土壌診断や実施したときの、堆肥の使用、カバーの活用など、生産者独自の取組を実施している場合があります。

【取組拡大加算】

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。

<交付単価> 4,000円/10a



【お問い合わせ先】
農産局
農業環境対策課
03-6744-2114

より詳しくは→

(参考：有機農業産地づくり推進 実施予定地区一覧)

- 有機農業の取組面積の拡大に向けては、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村を創出することとしているところ。
- 令和3年度補正予算から、みどり交付金により支援を開始したところであり、令和4年度(7月)において、52地区(53市町村)で実施。

【要望のあった市町村】 ※公表の許可のあった市町村のみ

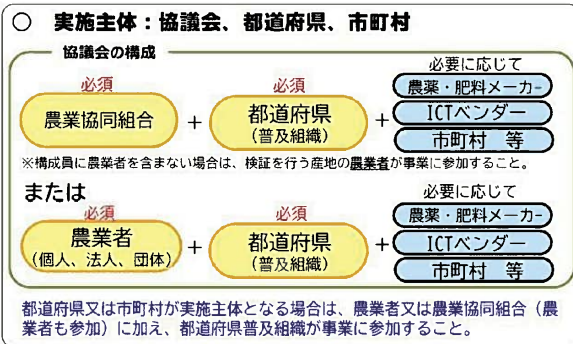


都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	安平町	静岡県	掛川市	島根県	邑南町
青森県	黒石市	新潟県	佐渡市	広島県	神石高原町
秋田県	大潟村	富山県	南砺市	山口県	長門市
山形県	新庄市	岐阜県	白川町	徳島県	小松島市
	米沢市	愛知県	東郷町	福岡県	うきは市
	川西町		南知多町	長崎県	南島原市
	鶴岡市	三重県	尾鷲市	熊本県	南阿蘇村
福島県	二本松市	滋賀県	甲賀市		山都町
	檜葉町	京都府	亀岡市	大分県	佐伯市
栃木県	小山市	兵庫県	豊岡市		臼杵市
	市貝町		丹波篠山市	宮崎県	綾町
	塩谷町		養父市		高鍋町、木城町
埼玉県	小川町		淡路市	鹿児島県	南さつま市
千葉県	木更津市	丹波市	南種子町		
	佐倉市	奈良県	宇陀市		湧水町
長野県	松川町	島根県	浜田市		徳之島町
	辰野町		吉賀町		
山梨県	北杜市		太田市		

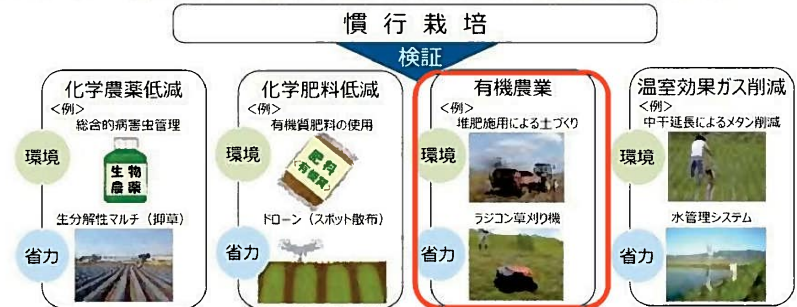
農林水産省の有機農業支援施策（産地づくり支援）②

・グリーンな栽培体系への転換サポート（みどりの食料システム戦略推進交付金）

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



・オーガニックプロデューサーの派遣による産地支援

有機農産物等の販売戦略の提案や助言等を行う、オーガニックプロデューサーを派遣し、産地を支援。

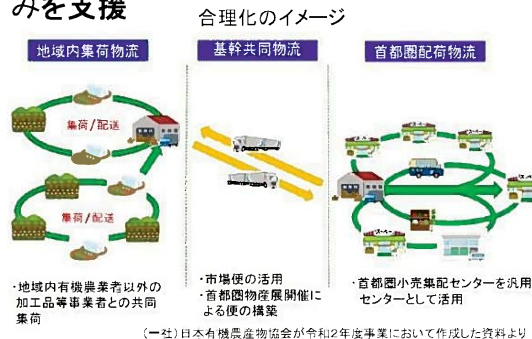


過年度の取組事例



・流通の合理化

個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コストといった、有機農業で生産された農産物の流通上の課題の解決に向けた実証や成果の普及の取り組みを支援



・施設整備等

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設の整備等を支援

強い農業づくり総合支援交付金
みどりの食料システム戦略の推進

活用可能な取組

- 共同利用施設の整備
- 既存施設の改修（※耐用年数10年以上のものに限る）
- 施設整備及び改修に伴う不要施設の撤去、廃棄

補助率 1/2 以内
（日額10万円以内）

取組例

- 化学農薬と生産コストの低減に向けて、病害虫抵抗性品種の導入に必要な共同育苗施設を整備
- 化学肥料の削減と品質・収量の向上に向けて、農産物処理加工施設の付帯施設として、残さの堆肥化施設を一体的に整備
- 有機大豆の生産拡大と新たな販路確保に向けて、産地と連携した食品事業者が新たに有機加工食品を製造するための農産物処理加工施設を整備
- 有機野菜の生産拡大と新たな販路確保に向けて、産地と連携した中間事業者が有機野菜を加工・業務用として安定供給するための農産物流通拠点施設を整備
- 有機果樹の生産拡大に向けて、既存施設における有機果実の区分管理に必要な専用選果ラインを新設（既存施設の改修）

農林水産省の有機農業支援施策（人材育成支援）

人材育成

環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。**

- ① **対象者**： 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② **対象となる農業者の要件**
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ **支援対象活動**

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（**有機農業等**）
- ④ **取組拡大加算（令和 4 年度拡充事項）**

有機農業の**新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援（4,000円/10a）を拡充**

【支援対象取組・交付単価】

▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 <small>注1)</small>	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークロープ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種 ^{注3)}	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円

▶ 地域特認取組

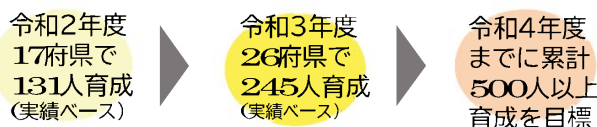
地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）

詳しくは↓



有機農業指導員の育成

都道府県が、**有機農業指導員を育成するための研修費、指導員による指導活動のための旅費、謝金等**を支援



※有機農業指導員とは

一定の研修等を受講（または実務経験を有）し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者。

普及指導員等の都道府県職員の外、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

新たに有機農業を開始する者の技術習得支援

新たに**有機農業に取り組む農業者**（国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定）の**有機JAS認証の研修受検等を支援。**



有機農業に取り組みたい農業者の方！

農林水産省 補助事業で

講習会受講料 **3万円** まで

有機JAS認証取得に向けた費用を **補助** します！

ほ場実地検査料 **9万円** まで

応募受付中!!

— 2022年 —

12月23日(金)まで

令和4年度より、**品目別の栽培技術講習会を開催予定**

※ 水稲、野菜、果樹等の有機農業者や指導者等からのご講演を調整中

農林水産省の有機農業支援施策（バリューチェーン構築・消費者理解確保）

・有機農産物の新規取引／取引拡大への支援

有機農産物の新規取り扱いに伴う掛かり増し経費を支援するとともに、環境保全効果の消費者への訴求や生産者と事業者とのマッチングを推進



補助対象対象者と取引

- 有機農産物を生産する有機農業者・団体（環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む）
 - 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
 - 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）
- ※ 令和3年度以前から農産物の取引実績があること。
 ※ 団体・組合・事業等の存在・拠点等が不明瞭な場合は、対象から除外される場合があります。
 ※ 申請は取引を行う農業者・事業者どちらでも可能ですが、補助を受けれるのは申請された一方のみです。
 ※ 重複・トラブルを防ぐ為、申請された際に取引相手へも確認のご連絡をさせていただきます。



詳しくは↓



有機農産物農業者・団体



食品事業者・流通事業者

有機農産物を生産する農業者との直接取り引きのみが対象

・国産有機サポーターズ

国産の有機食品の需要喚起に向け、農林水産省が、事業者の皆様と連携して取り組んでくためのプラットフォーム



令和4年7月現在
90社が参画



・消費者・事業者への訴求

流通・加工・小売等の事業者と連携した需要喚起の取り組み、有機加工食品制度や表示等に関するセミナー等を実施。

自治体アンテナショップでの即売会



会場：いしかわ百万石物語 江戸本店（銀座）
 会期：2021年9月28日（火）
 【有機JASマークについて紹介】
 【国産有機サポーターズの紹介】

加工食品メーカー・食品流通関係者を中心とした関係者向けの講習会を開催

高付加価値商品としての有機農産物・加工品と売り場づくり

会場：スーパーマーケットトレードショーにあわせたオンライン配信
 会期：2022年2月16日（水）～2月28日（月）
 ※同時にスーパーマーケットトレードショーに出展ブースを設け、食品業界に向けて国産有機サポーターズ事例集の配布と有機食品の紹介を実施

・輸出支援

有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け、有機 JAS 認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等を支援

詳しくは→



過年度の取組事例はこちら↓



国産有機食品の需要喚起に向けて

◆有機農業の更なる取組拡大に向け、国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様のプラットフォーム「国産有機サポーターズ」を立ち上げ。


国産有機サポーターズは、

国産の有機食品の需要喚起に向け
農林水産省が、事業者の皆様と
連携して取り組んで行くための
新たなプラットフォームです！



令和4年7月時点で、下記の90社が参画



国産有機サポーターズへ参加希望の方は
こちら → 



有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるための「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」において、**地方自治体での有機農業の取組推進に関する情報共有等を促進**

令和4年7月時点で52市町村18県が参加



★参加は随時受付★

お問合せ先：農産局農産政策部農業環境対策課 (03-6744-2114)
 HP: <http://www.maff.go.jp/j/seisan/sankyo/yuku/jichinet.html>



事例報告セミナーを通じた自治体間の情報共有の促進

平成30年11月20日
 (ネットワーク設立準備会合)
 →全国6市町村の有機農業推進の取組事例の報告・共有



令和元年8月2日
 →「給食から広がる有機農業産地づくり」
 (千葉県いすみ市・愛知県東郷町)
 →「加工品・マーケティングセミナー」
 (株)こだわりや



令和2年2月

→「有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ」
 (大分県臼杵市・島根県)



令和2年9月

→「耕作放棄地を活用した有機農業の取組拡大」
 (株)アグリーハート、(株)ONE DROP FARM、千葉県有機農業推進協議会)



令和3年1月

→「有機農産物 物流効率化セミナー2021」
 ✓取組紹介 ✓国産有機サポーターズからの意見 等



令和3年2月

→「有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化(意見交換会)」
 (名古屋大学 香坂研究室主催)

令和3年6月

→有機農産物の地域での消費拡大、学校給食への導入等
 (千葉県木更津市等) ≪65自治体が参画≫



令和3年9月

→オーガニックライフスタイルEXPOC実施
 ≪43自治体が参画≫



令和3年12月

→自治体による有機農業技術習得支援の取り組み、学校給食への有機食材導入の経過等 ≪52自治体が参画≫

令和4年6月

→地域内関係者の連携や学校給食での利用に向けた試行的な取組、スマート機械の導入など各産地の先進的な取組について紹介等
 (青森県黒石市、茨城県常陸大宮市、徳島県小松島市等)

